# 国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出

### (1) 事業概要

農林水産省では、政府の輸出額目標である 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円を達成するため、令和 2 年 11 月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議(関係閣僚会議)」において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」をとりまとめました。農林水産物・食品の輸出拡大に向け、2022 年に植物防疫法が改正され、民間の登録検査機関により、これまで国が行ってきた輸出検査業務の代行が可能となりました。

特に、我が国の野菜種子や種苗は重要な輸出品目であり、世界 10 位(約 160 億円)の輸出市場を有しますが、民間事業者による輸出検査業務に要する技術が十分に整っていないことに加え、ウイルス等が従来の検査技術の検出限界以下で感染していることがあり、従来技術以上の高感度検出技術の開発が求められています。そこで、本施策では、輸出検査に活用可能である簡便・高精度・低価格を同時に達成する革新的な検査技術を確立するとともに、開発技術の社会実装を担う企業を設立します。

### (2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

#### ア 研究開発の具体的内容

民間登録検査機関による輸出検査業務に利活用可能な検査技術の開発及び社会 実装を行い、輸出検査市場を先導する検査技術開発企業を創出するために、以下の 2課題を推進します。

a 官民研究開発投資拡大プログラム (PRISM) 及び戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第1期において得られた病害虫対策技術の社会実装

平成 26 年度から平成 30 年度まで実施された SIP 施策「次世代農林水産業創造技術」において得られた技術等を応用し、細菌病害だけでなく、糸状菌やウイルス病害に対応可能な「従来の PCR 法のみでは検出が難しかった病原を高感度かつ効率的に検出技術」を開発します。

また、令和4年度に実施された PRISM 施策「農産物輸出拡大に向けた植物病害 虫検疫支援システムの確立」において得られた「AI を活用したセンチュウ類や微 小害虫類の診断技術」について、輸出検査業務に対応可能な製品を開発します。

## b 輸出検査市場を先導する検査技術開発企業の創出

国内において、今後、さらに拡大が見込まれる農林水産物・食品の輸出拡大に対応するために、可能な検査技術を開発し、課題 a において開発される検査技術の社会実装を担う企業を創出します。具体的には、農林水産物・食品の輸出に係る企業のニーズを受けた技術開発等に対応できるような体制や多様化する植物防疫法における栽培地検査等に対応するための体制を構築します。

#### イ 研究開発等の目標

令和7年度までに、

- ・課題 a では、「従来の PCR 法のみでは検出が難しかった病原に対する高感度 かつ効率的な検出技術」の標準手順書の作製及び「A I を活用したセンチュ ウ類や微小害虫類の診断技術」の製品化を行います。
- ・課題 b では、課題 a において開発した製品の販売や標準手順書を用いた技術 サポート、輸出検査業務等を実施する企業を設立します。

#### ウ 社会実装の目標

- ・令和7年度末までに、国の輸出検査業務に必要となる技術を開発する機関を創出します。
- 工 研究実施期間(予定) 令和5年度~令和7年度(3年間)
- オ 令和5年度の委託研究経費限度額 80,845千円

#### 〈留意事項〉

- ・研究グループ (コンソーシアム) に参画する研究者及びその分担内容は、真に達成 目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献 するのか、応募書類の中で記述してください。
- ・提案書において、開発する技術の適用範囲や対象作物、対象病害虫について、具体 的に明記してください。
- ・課題 a における開発技術等は、研究実施期間内に輸出検査業務に携わることが想定 される機関(民間企業や植物防疫所等)による実証を行ってください。提案書にお いて、実証に関する実施規模、場所、体制について明記してください。また、気候 や土壌等の条件の異なる複数の場所で技術の実証を行ってください。
- ・研究実施期間終了後の開発技術の市販化や標準手順書を用いた技術サポートが円滑 に実施されるよう、開発する技術を導入する施設の規模や対象品目及び開発システ ムの導入・維持管理コストを具体的に提案書に明記してください。また、利用が想 定される企業や登録検査機関等が活用しやすいものとなるよう、開発技術の導入・ 維持管理等のコスト等が適切な水準となるよう、十分に留意してください。
- ・課題 b で設立される企業は研究実施期間終了後も開発技術の普及に努めてください。 また、開発技術の普及に向けた方策について、2030年度以降までのビジネスプラン を提案書に明記してください。
- ・課題 b における企業創出に伴う事業計画等については、採択後に内閣府が委託する 支援機関との調整を行ってください。
- ・研究グループに参画する民間企業全体で委託研究経費の25%以上の出資(人的資源を含む)を求めます。

- ・本事業で開発する手法については知的財産として権利化してください。
- ・別紙3-4のデータ方針に基づき、データマネジメント企画書を作成してください。 また、農林漁業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

# (3)委託件数

原則1件とします。

## (4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。 なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

## ○ 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局 研究開発官室 担当者 藤本、安富 TEL:03-6744-2216

# 「国産農産物の輸出拡大に向けた植物検疫スタートアップの創出」 の公募に係る審査基準

の公募に係る番金基準		
立木百口	審査基準	
審査項目	各審査項目について、次の4段階で審査を行う。	
研究開発の趣旨 A(5点) B(3点) C(1点) D(0点)	農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実現する重点課題のとなっているか。	A:十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 B:一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 C:整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、東部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 D:ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。
研究開発計画 A(10点) B(7点) C(3点) D(0点)	農林水産省が示した 研究開発等の目標及 び社会実装の目標、 研究開発等計画書の 達成に向けて十分な 内容となっているか。	A:提案された研究内容で、十分達成が見 込まれる。 B:研究内容の(軽微な)一部修正により 、十分達成が見込まれる。 C:目標及び計画の達成のために、研究内 容の大幅な変更が必要である。 D:提案された研究内容では、ほとんど達 成が見込まれない。
	提案の研究開発計画 (課題構成、実施期 間等)及び内容が科 学的・技術的に優れ	A:科学的・技術的に優れている。 B:科学的・技術的に優れている点はさほ ど見受けられないが、特に不十分な点 も見受けられない。

	ているか。	C:やや不十分な点が見受けられる。 D:科学的・技術的に劣っている。
	提案の研究開発内容 に実現可能性がある か。	A:十分実現可能性が高い。 B:提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C:提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D:実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある(実現が容易なことのみを計画している等)。
研究開発体制 A(10点) B(7点) C(3点) D(0点)	提案の研究開発内容 を遂行するための高 い技術能力や設備を 有しているか(知的 財産等の取組状況の 有無を含む。)。	A: 十分な技術能力及び設備を有している。 B: 技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C: 技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D: 技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。
	研究開発の実施体制 や管理能力等に優れているか (データ方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む)。	A:実施体制、管理能力とも十分優れている。 B:若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C:いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D:いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。

研究開発経費 A(10点) B(7点) C(3点) D(0点)	提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。	A:十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。 B:一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とするこが可能と考えられる。 C:適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。 D:予算配分が明らかに非効率である。
情報管理実施体制 A (5点) B (3点) C (1点) D (0点)	本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。	<ul><li>A 特に優れた体制を有している。</li><li>B 十分な体制を有している。</li><li>C 十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。</li><li>D 十分な体制を有していない。</li></ul>
技術の普及可能性 A (10点) B (7点) C (3点) D (0点)	研究成果の実用化・ 事業化、普及に向け た戦略は明確であり 、その実現の可能性 はあるか。	A:実現の可能性が十分高いと考えられる。 B:実現の可能性が高いと考えられる。 C:実現の可能性が低いと考えられる。 D:ほとんど実現が見込まれない。

# <加算基準>

加算項目	以下に該当	加 算 基 準 する場合、平均点に加算を行う。
環境負荷低減事 業活動の促進等	環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。	コンソーシアムを構成する研究 実施機関に、環境と調和のとれた 食料システムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等に関す

_		
		る法律(令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。)に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合 5点・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画
スタートアップ の推進	コンソーシアムに日本に登記されている中小企業者が含まれているか。	含まれている場合 5点
中山間地域における取組	研究開発を行う場所 、圃場等に中山間地 域に所在するものが 含まれているか。	含まれている場合 5点
ワーク・ライフ ・バランス等の 推進	ワーク・ライフ・バ ランスを推進する企 業として、右記(( 1)~(3))の法 令に基づく認定を受 けているか。	(1) 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づ く認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく 認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準 は満たすこと。

- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下 の事業者に限る(計画期間が満了してい ない行動計画を策定している場合の み)。
  - (2) 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく認定
    - ・プラチナくるみん認定企業 5

5 点※ 4

・くるみん認定企業(令和4年4月1日以降の基準)

3点※5

くるみん認定企業(平成29 年4月1日~令和4年3月

31 日までの基準)

3点※6

トライくるみん認定企業

3点※7

・くるみん認定企業(平成 29 年 3 月 31 日までの基準

2点※8

- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく 認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定 のうち、次世代育成支援対策推進法施行 規則の一部を改正する省令(令和3年厚 生労働省令第185号。以下「令和3年改 正省令」という。)による改正後の次世 代育成支援対策推進法施行規則(以下 「新施行規則」という。)第4条第1項 第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定の うち、令和3年改正省令による改正前の 次世代育成支援対策推進法施行規則第4 条又は令和3年改正省令附則第2条第2 項の規定に基づく認定(ただし、※8の 認定を除く)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定の うち、新施行規則第4条第1項第3号及 び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定の うち、次世代育成支援対策推進法施行規

則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

- (3) 青少年の雇用の推進等に関する法律 に基づく認定
  - ・ユースエール認定企業 4点
- ※9 各研究機関等が(1)~(3)のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う(最高5点)。また、研究グループ(コンソーシアム)で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。
- ※10 各研究機関等が(1)~(3)のどれにも該当しない場合は0点とする。